

# 事務事業及び予算の執行実績

(令和6年度分「一部、令和7年度分を含む」)

静 東 教 育 事 務 所

# 目 次

事務事業の概要	1
1 概 況	1
(1) 沿革	1
(2) 運営方針	3
(3) 管内概況	3
(4) 市町教育委員会一覧	4
2 課別の事業の目的、計画、実績(成果)及び評価・改善	5
(1) 総務課	5
(2) 地域支援課	7
事業の根拠法令調	20
職員配置調	21
預 金 調	22
郵 券 等 受 払 調	22
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	23
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	25
主 要 備 品 調	26
公務中の事故等に関する調	27
前回の監査結果等改善状況調	28
職 員 調	29
職 員 の 年 齢 調	31
健 康 管 理	32

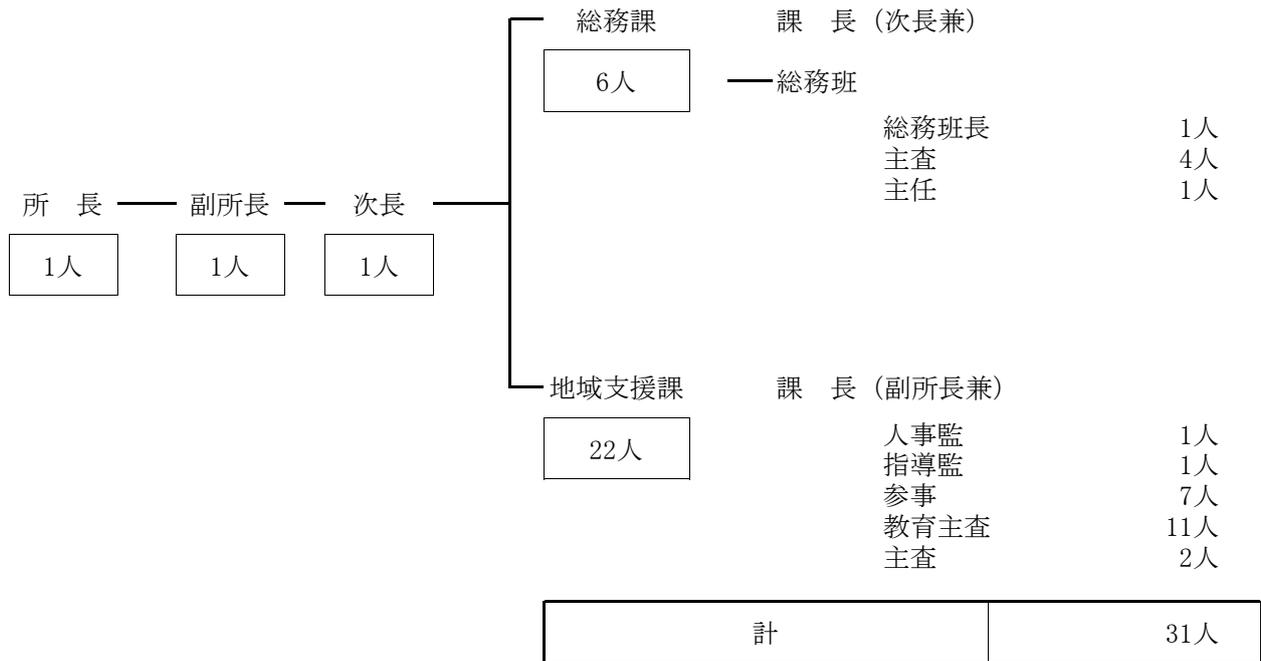
## 事務事業の概要

### 1 概況

#### (1) 沿革

- 昭和 32. 4. 1 静岡県教育委員会事務局教育事務所設置規則の一部改正により、東部教育事務所が設置された。機構は教職員課、指導課、庶務課の3課とした。  
(所在地 沼津市平町1番地)  
(所管区域 沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市・富士市・吉原市・御殿場市・賀茂郡・田方郡・駿東郡・富士郡)
- 昭和 32. 4. 1 静岡県教育委員会事務局教育事務所処務規程により、賀茂郡下田町に出張所を置く。
- 昭和 40. 4. 1 静岡県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正により、指導課が学校指導課及び社会指導課の2課とされ、機構は4課となる。
- 昭和 42. 3. 31 東部教育事務所賀茂出張所を廃止し、社会教育指導のため、指導主事1名を置き、賀茂連絡所とした。
- 昭和 43. 3. 31 賀茂連絡所を廃止する。
- 昭和 43. 4. 1 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の改正により、昭和32年4月1日静岡県教育委員会事務局教育事務所設置規則廃止
- 昭和 43. 4. 1 事務所を三島市中田町12番9号に移転する。
- 昭和 44. 4. 1 庶務課を庶務係・経理係の2係制とした。
- 昭和 47. 4. 1 事務所を沼津市上土字第六天108-6 静岡県東部総合庁舎内に移転する。
- 昭和 51. 11. 17 住所表示の変更により、沼津市高島本町1番3号となる。
- 昭和 54. 4. 1 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の改正により教職員課と学校指導課を統合し、義務教育課（指導担当・人事担当）とし、社会指導課を社会教育課に改め、機構は、庶務課、義務教育課、社会教育課の3課となる。
- 昭和 56. 2. 東部総合庁舎本館より別館へ移転する。
- 昭和 57. 4. 1 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部改正により、義務教育課（指導担当・人事担当）を廃止し、教職員課及び学校教育課を設け、機構は庶務課、教職員課、学校教育課、社会教育課の4課となる。
- 昭和 60. 4. 1 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部改正により、庶務課を総務課に、庶務係を総務係に改めた。
- 平成 18. 4. 1 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部改正により、社会教育課業務を本庁に移管し、機構は総務課、教職員課、学校教育課の3課となる。
- 平成 19. 4. 1 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部改正により、所名が静東教育事務所となる。
- 平成 20. 4. 1 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部改正により、富士川町が所管区域となる。
- 平成 21. 4. 1 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の全部改正により、機構は学校教育課を総合教育センターに移管し、総務課、教職員課の2課となる。
- 平成 26. 4. 1 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部改正により、総合教育センターから機能の一部移管があり、総務課、地域支援課の2課となる。
- 平成 29. 4. 1 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部改正により、総務課に総務班を置く。

( 組 織 )



その他会計年度任用職員等

職 名	人 数
会計年度任用職員	7人
計	7人

※ 臨時的任用職員なし

合 計	38人
-----	-----

(2) 運営方針

ア 基本理念

学校現場に最も近い、県教育委員会事務局の執行機関として、地域ぐるみ・社会総がかりで子供を育てることを踏まえ、「急激に変化する時代を、たくましく、しなやかに、共に生き抜く児童生徒の育成に資する教職員、学校、市町教育委員会の支えとなること」を基本理念とする。

イ 基本方針

(ア) 児童生徒の主体的な学びを支える魅力あふれる学校づくりに向けて、授業を中心に、教育内容の質の向上を目指した改善・充実を支援する。

(イ) 経営資源を有効に活用した有機的な学校経営をねらいとして、学校内外の組織及び個人の活用、行政機関としての予算や施策の執行も含め、経営機能の質の向上を目指した改善・充実を支援する。

(3) 管内概況

市町別学校数

市町名	小学校	中学校	義務教育学校
沼津市	23	18	
熱海市	7	4	
三島市	14	7	
富士宮市	21	13	
伊東市	7	5	
富士市	26	15	
御殿場市	10(1)	6	
下田市	7	1	
裾野市	8	5	
伊豆市	6	1	1
伊豆の国市	6	3	
東伊豆町	2	2	
河津町	1	1	
南伊豆町	3	2	
松崎町	1	1	
西伊豆町	2	1	
函南町	5	2	
清水町	3	2	
長泉町	3	2	
小山町	5	3	
計	160(1)	94	1

管内図



※ ( ) は分校、外数

## (4) 市町教育委員会一覧

	教育委員会名	学校数			教職員数			児童・生徒数			教育長	
		小学校	中学校	義務教育学校	小学校	中学校	義務教育学校	小学校	中学校	義務教育学校	氏名	就任年月日
1	沼津市	23	18		442	320		6,923	3,973		奥村 篤	H31. 4. 1 R10. 3. 31
2	熱海市	7	4		75	45		664	421		水野 秀司	R 6. 4. 1 R 9. 3. 31
3	三島市	14	7		308	164		4,847	2,710		小塚 英幸	R 5. 4. 1 R 9. 3. 31
4	富士宮市	21	13		363	239		5,739	3,262		望月 俊伸	R 6. 7. 7 R 9. 7. 6
5	伊東市	7	5		119	94		1,923	1,186			R . . R . .
6	富士市	26	15		675	388		11,655	6,158		太田 桂	R 6.12.24 R 9.12.23
7	御殿場市	10(1)	6		240	150		3,989	2,158		勝亦 重夫	H31. 4. 1 R10. 3. 31
8	下田市	7	1		75	26		603	383		山田 貞己	R 4. 7. 21 R 9. 7. 20
9	裾野市	8	5		160	103		2,411	1,300		風間 忠純	R 4. 2. 18 R 9. 3. 31
10	伊豆市	6	1	1	82	32	21	830	452	93	鈴木 洋一	R 5. 7. 1 R10. 5. 11
11	伊豆の国市	6	3		129	76		2,048	1,149		菊池 之利	R 5. 6. 11 R 8. 6. 10
12	東伊豆町	2	2		20	22		281	172		横山 尋司	R 3. 4. 1 R 9. 3. 31
13	河津町	1	1		18	14		212	142		鈴木 弘光	R 5. 8. 1 R 8. 1. 12
14	南伊豆町	3	2		32	24		216	151		佐野 薫	H29. 9. 27 R 8. 9. 26
15	松崎町	1	1		10	12		150	93		平馬 誠二	R 4.12.18 R 7.12.17
16	西伊豆町	2	1		21	12		112	97		鈴木 秀輝	H29. 4. 28 R 8. 4. 27
17	函南町	5	2		108	60		1,639	890		久保田 浩子	R 3. 6. 25 R 9. 6. 24
18	清水町	3	2		91	52		1,528	812		杉田 暁彦	R 7. 1. 1 R 9. 9. 30
19	長泉町	3	2		123	66		2,562	1,288		石井 宣明	H29.11. 1 R 8.10.31
20	小山町	5	3		66	47		827	408		勝俣 純	R 6. 4. 1 R 9. 3. 31
合計		160(1)	94	1	3,157	1,946	21	49,159	27,205	93		

※1 学校数、教職員数、児童・生徒数は、令和7年5月1日現在

※2 ( ) は、分校で外書き

※3 教育長欄は、令和7年8月31日現在

## 2 課別の事業の目的、計画、実績（成果）及び評価・改善

### (1) 総務課

静岡県教育委員会の教育行政の基本方針及び教育事務所運営方針を踏まえ、各関係機関等や所内各課との連携により、教育行政事務の推進を図るとともに、各種訪問や共同学校事務室への支援をし、円滑な学校運営、学校事務職員の資質向上及び事務処理の適正化・効率化に努めた。

#### ア 国庫補助金事務

要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金事務について、市町教育委員会担当者に対し研修会を開催し、支援・助言を行い、適正で効果的な執行がなされるよう努めた。

#### イ 国庫補助事業

国及び県の実施する事業について、市町教育委員会訪問を実施し、適正で効果的な事業となるよう努めた。

(ア) スクールカウンセラー活用事業

(イ) スクールソーシャルワーカー活用事業

(ウ) 外国人児童生徒トータルサポート事業

#### ウ 調査統計事務

国及び県の実施する各種調査について、迅速かつ的確な事務処理を期するため、市町教育委員会に対する支援・助言に努めた。(学校基本調査、教材費決算額調等)

#### エ 義務教育教職員給与費等の支払事務

教職員の給与及び旅費を適正かつ的確に支払うため、学校事務指導訪問等を実施するとともに共同学校事務室長等と連携し、共同学校事務室体制の円滑な運営に係る支援を行うことにより関係法令等に基づく正確かつ効率的な事務処理に努めた。

給与関係等事務の適正で円滑な事務処理を遂行する目的のほか、学校事務職員の果たすべき役割を認識させ資質の向上を図るとともに、教育に携わる行政職員としての積極的な学校経営への参画を推進するため、次表の学校事務指導訪問等を実施した。

区 分	令和6年度	令和7年度
学校事務指導訪問	15/15校	12/22校
新規採用事務職員等研修会	5/5回 各31人	3/5回 各30人
統括室長連絡会	3/3回 各11人	1/3回 各11人
共同学校事務室長等会議	2/2回 各33人	1/2回 各33人
新任統括室長校及び新任室長校訪問	2/2人	0/2人
事務職員教育事務所実務体験研修	8/8人	2/8人
共同学校事務室調整担当等研修会	1/1回 19人	1/1回 16人
実務担当者連絡会	5/5回	2/5回

令和7年度…分母：年間計画数、分子：令和7年8月31日現在数

## オ 小中学校事務職員の職務

静岡県教育委員会は、学校事務職員の役割や職務領域の方向性を示した「市町立小中学校事務職員の標準的職務一覧表」（平成23年3月一部改正）を令和2年1月に改正した。

この改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成29年4月1日施行）に基づき共同学校事務室が各市町に設置され、学校内外における学校事務職員の役割が変容することや、学校教育法の改正（平成29年4月1日施行）により学校事務職員の職務に関する規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変更され、学校全体の事務を経営的視点に立って総括することが必須の職務となったことから、学校事務職員の職について改めて整理を行ったものである。これまで以上に学校経営への参画に重点をおきながら、共同学校事務室における職務が追加された。

新たな標準的職務は、学校事務職員のキャリアの基本となる学校及び共同学校事務室における職務を示したものであり、校内における職務の分担を整理しながら、学校組織における唯一の総務・財務等に通ずる専門職としての役割を自覚して日頃の業務を自律的に取り組むことが求められている。

## カ 静岡県公立小・中・義務教育学校事務職員キャリアプラン（長期人材育成計画）の策定（令和2年10月20日）

小中学校事務職員キャリアプランとは、学校事務職員が主体的なキャリア形成意識を持って能力開発に取り組み、その能力を如何なく発揮でき、組織としてそれらをくみとり活かしていく仕組みである「小中学校事務職員CDP」と「それを実現するために関係機関が今後取り組んでいくべき環境整備」を総称した「長期人材育成のための計画」である。

実現に向けて、人事意向調書に意向を反映できる項目を令和2年度新たに追加することにより派遣交流先の拡大に取り組み、令和4年度から学校事務職員が職務に応じた職務能力を発揮するとともに、職務への能動的な姿勢を持出し、専門職としての自律を目指すため、キャリア開発研修を始めた。

## キ 学校経営における職と職務の再編の推進地区の指定

静岡県教育委員会は、学校の働き方改革の一環として、学校事務の再編に向けた研究指定校の取組を令和4年度から実施し、研究を進めてきた。この研究をとおして、これまで「学校事務の再編」と捉えてきた内容を「学校経営における職と職務の再編」と見直した。令和7年度以降は、全県で学校経営における職と職務の再編を各学校の実情に応じ進めていく。この取組を横展開していくにあたり、管内では三島市教育委員会を推進地区として指定し取組を進めていく。

この取組は、第一に、職を越えた校務分掌の見直しであること。第二に、管理職の強いリーダーシップのもと、学校全体で校務を見直すという認識を教職員全員が理解し、自分事として取り組むこと。第三に、市町教育委員会の主体的な関わりが必要であること。これら三点を踏まえ、学校経営における職と職務の再編を図ることにより、教育の質の向上及び教員の子供と向き合う時間の拡充、また事務職員のマネジメント能力の向上等を目指して、全ての子供たちへのよりよい教育の実現を図るものである。

## ク 評価と改善

### (7) 国庫補助金事務・国庫補助事業

各種国庫補助金事務については、各市町教育委員会にて適正に執行されているところであるが、より適正な事務執行を支援するため、市町教育委員会に対し、「国庫補助金事務訪問」を実施している。令和6年度は7市町の訪問を実施し、令和7年度は6市町の訪問を計画している。訪問の重点項目として、適正な事務処理に加え積極的な補助金活用の推進を支援する。

(イ) 事務職員教育事務所実務体験研修

学校事務職員が、学校では経験しない業務を教育事務所での実務体験を行うことにより、「学校事務職員キャリアプラン」における研修マネジメントの職場外研修として、自らの職に対する視野を広げるとともに、学校及び共同学校事務室において、自主的に業務改善を提案し、環境変化に伴う変革を試みる意識を高めることにより、組織の活性化を図っている。

(ウ) 共同学校事務室

共同学校事務室は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、業務の効率化、事務職員の人材育成、教員と事務職員間の役割分担の見直しを図ることで、事務職員の学校経営参画を促進し、教員の多忙化を解消することを目的として、市町教育委員会が設置している。

市町により学校数等環境の違いがあり、難しい面もあるが、室間の業務内容の平準化や共同学校事務室における運営の質の向上を目指して取り組みつつ、市町教育委員会との連携を深めて当該体制をさらに充実できるよう支援する。

具体的には、新任室長校訪問、共同学校事務室長等会議及び実務担当者連絡会を実施、開催することにより、各々の室の支援内容を把握し、情報交流の場、拠点づくりとして活用することにより、学校の働き方改革推進業務を含めた学校運営支援等の共通課題解決への支援に当たっている。

なお、学校事務職員の業務が共同学校事務室において組織的に運営されることを踏まえ、補職名及び職位を令和2年4月に見直し、学校事務職員から初めての管理職として「共同学校事務室参事」（課長級）を設置、管内では1名を登用している。

「共同学校事務室参事」は、教育事務所の「学校事務参事」を兼ね、教育事務所の所管業務の一部、共同学校事務室との連絡調整並びに学校における業務円滑化の推進を行うとともに、共同学校事務室間の諸問題の把握・解決支援等特命事項も担うことを職務とした。加えて、県教委と各共同学校事務室との連絡調整を図るための「学校事務参事会議」（義務教育課主催）の構成員として所掌事務の一部や、キャリア開発研修の検討も担当している。

(2) 地域支援課

令和7年度

子供にとって真に魅力ある学校をつくるためには、校長の学校経営を身近で支える市町教育委員会が自立して、学校を指導・支援していくことが必要である。そこで、今年度のテーマを「『協働』と『前進』」と掲げ、市町教育委員会や学校、一人一人の教職員と「協働」し、未来に向けた学校づくりを支援するために、変化を恐れず共に「前進」していくこととする。

地域支援課は、その使命を、①市町教育委員会の主体的な取組への支援、②人事と指導の一体的な支援とし、義務教育課、総合教育センター等と連携を図りながら、授業を軸とした全教育活動を通して、全ての子供・学校・家庭・地域におけるウェルビーイングを目指して、市町教育委員会を支援している。

【地域支援課 支援の重点】

<p>組織経営の側面から</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 機能的で活力ある組織づくりと人材育成</li> <li>2 危機管理の徹底と信頼の基盤づくり</li> <li>3 地域とともにある学校づくり</li> </ol>	<p>教育課程編成の側面から</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 「未来への種まき」となる授業づくり</li> <li>5 命を守る教育の充実</li> <li>6 多様性を尊重する教育の充実</li> </ol>
--	--

また、小規模自治体における教育行政の充実と強化に向けた支援として、平成 26 年度から平成 28 年度まで、賀茂地区 5 町へ 1 人ずつ指導主事を派遣してきた。下田市の指導主事を加えた 1 市 5 町の指導主事連絡協議会をもとに、全国学力・学習状況調査の分析を生かした授業づくりの指導を、学校訪問を通して指導することで、各校の授業改善や町主催の研修会の充実等において、大きな成果をあげることができた。

平成 29 年度からは、5 町の予算により 3 人の指導主事を設置することになり、県参事（指導）、下田市指導主事との 5 人体制で、賀茂地区の教育を支援している。

## 【人事担当】

### ア 機能的で活力ある組織づくりと人材育成

#### (ア) 市町教育委員会及び校長会との連携

- a 市町教育委員会との連携を密にし、県教育委員会の施策の下、地域支援課の役割を踏まえて、重点の浸透を図るとともに、市町教育委員会の主体的な取組に向けた助言、支援に努める。
- b 令和 7 年 3 月に策定された新たな「静岡県教育大綱」に基づき『未来を切り拓く人材の育成と社会を生き抜く力を育む教育の実現』に向け、校長会との連携を密にし、「令和 7 年度教育行政の基本方針」を踏まえた学校経営が進められるよう努める。

#### 市町教育委員会及び校長会との連携及び支援

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
市町教育委員会教育長会	7 回	7 回	7 回	7 回
地域学校総括監会議	4 回	4 回	4 回	4 回
校長会	2 回	2 回	2 回	2 回

#### (イ) 人事行政の適正化による資質向上と組織の活性化

- a 子供の「生きる力」を育み、信頼にこたえる教育の実現に向けて、教育活動の充実、教職員の資質の向上、教育改革を推進する組織づくりを図った。

そのために、子供が主体的に学ぶ授業づくりを推進する教職員を意図的に配置し、109 件 (R6 は 115 件) の異動を達成することができた。また、今後の ICT 活用を柱とした授業づくりに向け、ICT の活用指導力をもつ人材を計画的に異動し 73 件 (R6 も 73 件) 達成した。一校在職年数の適正化を基盤としながら (同一校 7 年以上の教諭数 102 人中、異動は 61 件)、意図的・計画的な広域交流 (管内 40 条転は 156 件) や校種間交流 (22 件) 等を推進した。令和元年度より開催している全市町教委の人事担当課長等が参加する「市町間人事交流促進会議」では、経験や適性に応じた資質向上につながる交流・派遣の機会の積極的活用にも努めてきた。

特別支援教育の推進、充実に向け、令和 7 年度の人事異動では、特別支援教育の核となる人材の意図的配置と育成に向け 55 件異動を行うことができた。平成 29 年度からは、効果的な研修交流人事体制の確立に向けた取組として、特別支援学校や附属小・中学校の訪問を実施し、交流者の授業等の参観及び交流者に係る情報交換等を実施している。(9 月中旬より訪問実施)

また、小学校における教科担任制への移行を見据え 38 件の異動を行い、小中連携の核となる人材を育成する異動 44 件を行うことができた。

様々な感染症等や、児童・生徒の心のケアに手厚く対応するためには養護教諭の資質向上が

不可欠であり、養護教諭を中心にした組織的な対応が学校に求められている。そこで、保健管理、感染症対策を含む養護教諭の専門性の向上に向け、他地区や異校種等への異動を計画的に行っており、26件の異動を行うことができた。

(a) 管内40条転（他市町へ異動した教諭）

※主幹教諭、養護教諭、栄養教諭を除く

区 分	異 動 者 数
令和4年度	174人
令和5年度	188人
令和6年度	160人
令和7年度	144人

(b) 令和7年度附属小・中学校、特別支援学校、高等学校との交流（教諭・事務・養教）

静大附属小中学校との交流		特別支援学校との交流		高校との交流	
附属へ	現在交流者数	特支校へ	特支校から	高校へ	高校から
2人	11人	2人	5人	1人	2人

b 管理職人事は、教育改革に対する確かな理念と熱意、確固たる倫理観を持ち、教育指導力に加え、マネジメント能力を兼ね備え、組織をリードできる人材を積極的に登用するように努めた。管理職全体の異動は校長が107件（43.1%）、教頭が117件（45%）である。

また、女性の管理職登用数は昨年度から3人増の132人となり、全体の割合では26.0%を占めた。

女性管理職等

区 分	校 長	教 頭	計
令和2年度	53人/268人	58人/275人	111人/543人
令和3年度	51人/262人	67人/273人	118人/535人
令和4年度	58人/259人	69人/269人	127人/528人
令和5年度	57人/254人	75人/263人	132人/517人
令和6年度	58人/251人	71人/262人	129人/513人
令和7年度	59人/248人	73人/260人	132人/508人

(ウ) 研修、指導・助言等による教職員の資質の向上

学校訪問、教職員人事評価等により学校経営及び教職員組織の課題並びに個々の教職員の特性等を把握し、人事管理の資料とするとともに、適正な指導、助言に努める。

各種研修会については、感染防止対策を徹底しつつ、目的や内容に応じて研修場所を工夫したり、オンラインで実施したりしながら、効果的に運営できるように努めている。

新任校長研修については、総合教育センターと沼津会場での日帰り研修を合計2日間実施した。教育課題を的確に把握し、リーダーシップを発揮できる管理職育成という大きな目的をもった研修で、代えがたい機会となった。

新任教頭研修は、総合教育センターと東部総合庁舎での日帰り研修を合計2日間実施した。管

理職としての自覚を高めるとともに、必要な知識・技能について理解を深め、教頭に求められる資質能力の向上に役立てることができた。

初任者研修や中堅研修、マネジメント研修等、それぞれの教職経験に応じた計画的・継続的な研修についても、研修の質を落とさずに行えるよう、工夫しながら進めている。

欠員補充や代替等で多数任用されている任期付や臨時的任用の教諭についても、年間3回の研修を計画し、各学校の授業力や生徒指導力の向上を図っている。

各学校の研修に継続的にかかわり授業力向上を支援するため、人事担当と指導担当による連携を意図的・計画的に行っている。特に、人事管理訪問と指導担当が行う指導訪問は、その結果をデータベースによって共有化と視覚化を図るとともに、情報交換の場を設けることにより、各学校の課題を把握した上で指導や見届けを行うよう努めている。

#### a 教職員の研修関係事業

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	研修日数	対象人数	研修日数	対象人数	研修日数	対象人数
新任校長研修	2日	46人	2日	41人	2日	48人
新任教頭研修	2日	50人	2日	42人	2日	53人
初任者研修※1	10日	139人	10日	142人	10日	143人
6年次研修※2	3日	162人	3日	157人	3日	159人
中堅研修※2	5日	171人	5日	153人	5日	143人
マネジメント研修	9日	30人	9日	30人	9日	30人
新任主幹教諭研修	1日	15人	1日	13人	1日	19人
新任教務主任研修	1日	63人	1日	57人	1日	45人
初任者指導教員研修	1日	72人	1日	76人	1日	78人
任期付教員等研修	3日	31人	3日	33人	3日	33人

※1 初任者研修は、校外研修（総合教育センター等での研修を含む）日数

※2 6年次研修・中堅研修（法定研修）は、校外研修（総合教育センター等での研修を含む）日数。

※3 沼津市・富士市は、平成27年度から市独自で臨時的任用教職員研修実施

#### b 学校管理指導関係事業

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	校 数	日 数	校 数	日 数	校 数	日 数
新任校長校訪問	46校	23日	41校	23日	48校	23日
人事管理訪問	260校	55日	258校	74日	256校	66日
学級編制実態調査※4	8校	4日	4校	2日	8校	4日
初任研指導訪問	8校	8日	6校	6日	6校	5日
学校事務指導訪問	15校	8日	15校	8日	22校	11日
計	337校	98日	326校	113日	335校	109日

※4 令和5、7年度は定数管理調査を含む。令和6年度は定数管理調査のみ行った。

#### (エ) 教職員人事評価制度による教職員の資質向上と組織の活性化

教職員人事評価制度により、教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化を図る。

面談と日々のかかわりにおいて客観的で効果的な指導・支援ができるよう、面談では一人一人

の持ち味を肯定的に受け止めながら、日常的に個に応じた指導・支援を継続することに努める。

教職員人事評価制度の理解を深めるため、校長、教頭ともに全員を対象としたリモートによる説明会を実施した。

#### イ 危機管理の徹底と信頼の基盤づくり

令和元年度後半から令和6年度にかけて、管内の小・中学校における教職員の不祥事が多く発生している。

令和5年度は、交通事犯による禁固刑で1名失職となった。また、4名が懲戒処分を受け、種別としては、交通事犯2件、児童生徒への体罰1件、児童生徒への盗撮1件である。令和6年度は、2名が懲戒処分を受け、種別としては、公金横領1件、児童生徒へのわいせつ行為1件である。令和7年度は、2名が懲戒処分を受け、種別としては、児童生徒性暴力1件、住居侵入1件である（8月末時点）。引き続き、教育事務所では、以下の取組を実施している。

(ア) 教育事務所主催校長会や市町教育委員会を通じて、校長に対して次の点を指導している。

- a 職員の良好な人間関係づくりに努め、情報交換が円滑に行われるよう環境を整備するとともに、全職員が一体となって、業務と指導の透明化を図り、よりよい学校づくりを推進する。そのため、年度当初に全学校で不祥事根絶におけるグループワークを実施し、教職員一人一人の意識の高揚を図った。
- b 教職員人事評価に係る面談を含め、不祥事根絶を期して教職員一人一人との面談を年2回以上実施し、日ごろの実態を把握するとともに、個々の取組や努力を認めつつ、24時間教育公務員であることの自覚と倫理観・使命感の高揚を図る。
- c 学校用研修資料「信頼にこたえる」（その後の追加資料を含む）や、「教職員のわいせつ行為の根絶について（基本方針）」「リーフレット『不祥事根絶に向けて』」「ハラスメントの防止等に関する指針」「教職員による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアル」等を有効に活用したり、外部の意見を聴く会を実施したりして、不祥事根絶に向けた校内研修を月毎に計画的に実施する。その際「懲戒処分の公表基準」を確認し、「わいせつ行為」や「酒酔い・酒気帯び運転」は、原則として懲戒免職であることなど、処分方針の厳しさを示すとともに、「自らの言動が児童生徒の人権や成長、幸せにどのような影響を与えるのか」また、「自分と家族の生活や将来はどうなるのか」等、自分事としてとらえ、考えさせるようにし、教職員一人一人の胸に落ちるものとなるよう工夫する。
- d 交通事故は誰にも起こりうるという研修を各学校において実施する。
- e わいせつ事案に関して、身近な事例を取り上げながら、教職員が自分事として考えたり互いに話し合ったりする「チーム・コーチング」等の手法を取り入れた参加型の研修を行う。

(イ) 教育事務所が主催する会議及び研修会、各市町の管理職を対象とした研修会において、不祥事根絶に向けての具体的な働きかけと信頼づくりについて指導している。

(ロ) 懲戒処分については、各学校に内容を周知し、法令遵守と服務規律の厳正確保を強く求め、地域・保護者の信頼を回復する指導の徹底を行っている。

また、不祥事に係る報道があった場合には、静東教育事務所管内のすべての教職員が、その内容を把握し、我が身を振り返るための資料を、各市町教育委員会を通じて配布する。

(エ) 地域支援課の参事（人事担当）は、全ての学校を訪問し、全教職員に対して、同僚性の大切さと共に、確かな人権感覚をもち、子供をかけがえのない一人の人間として尊重する教育活動を展

開する中で、いじめや暴力等の人権を脅かす行為を許さない学校づくりについて、具体的な事例をあげて訴えている。

(カ) 各学校においては、危機管理マニュアルの整備・改善と教職員全体への周知、訓練による徹底等、防災・防犯を含めた安全な環境づくりを進めている。それと同時に、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する力の育成を推進するよう、指導している。

(キ) 不祥事が発生した該当校においては、該当事案について、全教職員が「事案の要因」「どうすれば防げたか」「再発防止に向けた取組」等の振り返りを実施する。

(ク) 令和7年度における取組

令和2年度に県内における不祥事の件数が、近年最も多くなったことを受け、校長会及び教頭会と協力し不祥事根絶に向けた取組を進めてきた。その一環として、令和3年度からは「不祥事根絶推進委員会」を年3回開催してきた。令和6年度からは、年2回開催している。推進委員会では、各地区の校長会、教頭会における不祥事根絶に向けた取組の情報共有や外部講師による講演等を計画している。各地区の代表校長、教頭により構成されているので、推進委員会の内容を各小中学校に伝達することができると考えている。

令和7年度も、不祥事案件への迅速かつ適切な対応をとることができるように校長会と連携し、該当市町、該当校への関わりを積極的に行い、不祥事発生後の学校がいち早く正常な学校運営に戻れるよう支援に努めた。各地区の校長会、教頭会と連携し、研修会を通して、対応の様子や方法を管理職に伝え、事後対応を現実的に想定することで、事前対策の充実を図るよう促している。

ウ 地域とともにある学校づくり

(ア) 管内全ての学校で、学校の経営方針をわかりやすく示したグランドデザインをホームページ上で公開するとともに、年間の行事等での児童生徒の活動や活躍の様子等を掲載するなど、学校の様子を地域・保護者に積極的に発信する。

また、ホームページのみではなく、学校便りの全戸配布や多様な形態での授業参観の実施等、地域・保護者に対して、学校の情報を積極的に公開するなどして、信頼にこたえる特色ある学校づくりに努める。

(イ) 学校関係者評価や学校評議員制度等の活用により、地域の教育力をカリキュラムに取り入れ、学校の特色を生かした学校経営に努める。

(ロ) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進・充実し、地域や保護者と学校教育目標等を共有するとともに、地域・保護者の声を学校経営に生かしていくことで連携を強め、地域と一体となって子供を育む体制を構築する。

エ 働き方改革に向けて

(ア) スクール・サポート・スタッフ全校配置

平成28年度より、多忙化解消のための調査・研究「未来の学校『夢』プロジェクト」事業を実施し、一定の成果をあげてきているが、教職員の意識改革による業務改善には限界がある。そこで、有識者を含めたプロジェクト委員会からは、人的配置の充実として、教員でなくてもできる業務を担うスクール・サポート・スタッフの配置を進めるべきとの提言がなされている。

そこで、スクール・サポート・スタッフを全校配置し、教員でなくてもできる業務を任せるとして、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、授業改善をはじめとする教育の質の向上を図る

ている。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき策定された「障害者活躍推計画」により、障害者雇用の促進を図るため、令和5年度から障害者枠を設けている。

管内では、各学校への配置時間を1校（課程）当たり年間700時間（年間35週で週20時間）とした。このことについては、市町教育委員会が各学校の実情を考慮し、配置時間を決定している。ただし、下限：1校年間525時間（週15時間）、上限：1校年間875時間（週25時間）となっている。

また、障害者枠1校当たり年間700時間（年間35週換算で週20時間）とした。令和7年8月31日現在で、御殿場市、河津町、清水町で週20時間、長泉町で週15時間、裾野市で週11時間任用している。

以上により、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、授業改善をはじめとする教育の質の向上を図っていくとともに働き方改革を進めている。

#### (イ) 「業務改善『夢』コーディネーター」による学校における働き方改革推進

学校における業務改革プラン（令和2年3月）では、その目的として「①教職員が児童・生徒と向き合う時間や授業時間の準備、自己研鑽の時間等を確保することにより教育の質の向上を目指す。」「②長時間勤務を是正することにより教職員の心身の健康の保持増進を目指す。」としている。令和5年度からは「業務改善『夢』コーディネーター」を校務分掌に位置付け、これまでの取組等を参考に、各校で働き方改革を推進してきた。

管内での具体事例として、見られたのは次のとおりである。

##### 【人的資源・配置の活用】

#### ① スクール・サポート・スタッフの活用の工夫

〔主な職務内容〕

- ・学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備
  - ・採点業務の補助、来客対応や電話対応
  - ・学校行事や式典等の準備補助、各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等
- 〔工夫〕
- ・スクール・サポート・スタッフの勤務時間の見える化（週報・ホワイトボード）

#### (ウ) 提出文書等の形式改善

学校における働き方改革の一層の推進のため、県の運用ルールを適用し、事務所から市町教委・学校あての文書等の配布物の軽減をした。

##### a 事務所からの文書送信

- ・送信ファイルはひとつのPDF…受け手の事務負担軽減のため、ファイルをまとめる。
- ・誰でも分かる件名表示…件名だけで受け手が判別しやすいようにする。

例 タイトル…【通知】【調査依頼】。期限…【○/○】

- ・メール内容の要約を表示

##### b 市町教育委員会からの文書受信

- ・市町からの鑑等は、省略

【指導担当】

オ 未来への種まきとなる授業づくり

- ・学びの過程を具現化した単元構想をつくり、自校における資質・能力の育成を目指す。
- ・『令和版 自分ごと（自分の事）として学ぶ子供』の根底にある「生涯学習の視点」と「子供中心主義の視点（肯定的な子供観）」の理念を共有することにより、誰一人取り残さない教育の実現を目指す。

(7) 指導担当訪問による学校への支援（8月末現在）

- a 富士市、富士宮市、沼津市以外の市町立小・中・義務教育学校 133 校に訪問する。うち、14 校（主に小学校 18 学級以上、中学校 12 学級以上）は、2 人の指導主事が訪問する。なお、令和 7 年度より、富士市については小学校 1 校、中学校 1 校に指導担当訪問を行う。従って、指導担当訪問は、合計 135 校となる。
- b 訪問の形式
- A 訪問…中心授業と公開授業 すべての指導案提出を求める。
- B 訪問…中心授業と公開授業 中心授業のみ指導案提出を求める。
- c 富士市及び富士宮市、沼津市の同行（訪問）を行う。

年 度	訪問形態	市教委訪問への同行			指導担当訪問
		富士市	富士宮市	沼津市	
令和 6 年度	1 人訪問	12 校	12 校	8 校	119 校
	2 人訪問				14 校
令和 7 年度	1 人訪問	10 校	11 校	11 校	121 校
	2 人訪問				14 校

d 指導訪問後に、各学校は訪問の効果を検証した「訪問振り返り」を提出する。

8 月末現在（24 校分）

振り返り項目	A	B	C	D	E	F
自校(園)の校内研修の活性化につながった。	92%	8%	0%	0%	0%	0%
自校(園)の授業力向上に向けた教員個々の研修意欲が高まった。	96%	4%	0%	0%	0%	0%
指導主事の関わりが、授業力向上や校内研修の活性化につながった。	92%	8%	0%	0%	0%	0%

A…とてもそう思う、B…そう思う、C…ややそう思う、D…あまりそう思わない、

E…そう思わない、F…全くそう思わない

e 静東管内の幼稚園の指導訪問（8月末現在）

	令和 6 年度	令和 7 年度
幼稚園指導訪問数	7 園	8 園

(4) 各種研修会による教員の資質の向上

教頭、主幹教諭、教務主任等を対象の職種別の研修、初任者研修等の経年研修、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外国人相談員等の専門的な人材を対象とした研修等を実施する。

分掌業務や経験年数に応じて身に付けなければならない資質の向上を図るとともに、最新の教育情報を提供し、参加者の理解を深め、資質向上を図る。

職種・分掌別研修で悉皆のものは、以下のとおりである。

研修・講習・協議会等名	対象者	令和6年度	令和7年度
SC. SSW 活用事業連絡協議会	SC・SSW・市町担当者	4/12	4/10
教育課題講習会	教頭	5/2	5/15
生徒指導研究協議会	生徒指導主事・主任	5/31	5/21
研修主任研修会	研修主任	5/28	5/27
道徳教育研修会	道徳教育推進者等	オンデマンド	オンデマンド
教育課程研修会	主幹教諭・教務主任	9/6	9/12
キャリア教育研修会	キャリア教育担当者	9/26	9/25
小学校外国語授業づくり研修	各小学校1名	年間4会場で実施	年間4会場で実施
中学校外国語授業づくり研修	各中学校1名	7/12 オンライン	6/20 オンライン
主体的に学び続ける外国語担当 教員を支援するオンライン情報 共有サイト (GRID)	希望者	オンライン	9/3 オンライン

(ウ) 学校等支援研修による教職員のニーズへの対応

- a 学校、市町教委や教育研究団体等が主催する研修会・協議会に、指導主事等を講師として派遣し、研修を支援する。指導担当訪問では中心授業の教科が指定されるが、学校等支援研修は学校及びその団体として取り組みたい教科等の研修に貢献する。
- b 講師の派遣申請は市町教委を通して行うこととし、市町教委で対応できる内容については市町教委で対応するよう勧め、市町の主体的取組を支援する。
- c 指導主事等の支援の資質向上を図るため、アンケートをとる。

年度	年間 実績	指定校 以外	指定校	沼津市	富士・ 富士宮	賀茂	東豆	三島・ 田方	駿東
R6	21	18	3	1	4	1	3	6	6
R7(7月末現在)	20	19	1	4	2	1	2	9	2

(単位：件)

① 訪問職員の支援内容や方法(講演・講義・方法)が適切であったか。		A	B	C+D
	令和6年度	91.3%	8.4%	0.3%
	令和7年度(7月末現在)	94.9%	5.1%	0%
② これからの実践に役立つ内容だったか。		A	B	C+D
	令和6年度	89.5%	10.2%	0.3%
	令和7年度(項目削除のためなし)			

A(適切だった)、B(おおむね適切だった)、C(あまり適切でなかった)、D(適切でなかった)

(エ) 小学校外国語活動・外国語科授業づくり研修

外国語教育の推進に向けて、小学校における授業づくりに係る演習等を通して、外国語教育に関する地区及び校内の推進教員としての自覚と指導力向上を目的とし、教科担任制や校内研修等の多様なニーズに応えるための指導力向上を図る。また、中学校英語科教員及び市町教育委員会指導主事等も希望参加対象とし、小中連携の意義を再認識するとともに、管内教員の主体的な学

びを促進することに資する。

(f) 中学校外国語科授業づくり研修

中学校における外国語教育の推進に向けて、大学教授による講義、協議等を通して、英語指導力向上を図るとともに、言語活動を中心とした授業運営力を高める。また、小・中学校の英語科教員が学び合うことにより、小中連携の強化を図る。

(g) 賀茂地域教育振興センター駐在参事及び町担当指導主事、賀茂地域幼児教育アドバイザーによる教育の充実

a 賀茂地域教育振興センター駐在参事、町担当指導主事と賀茂地域幼児教育アドバイザー及び下田市指導主事が域内の幼児教育施設、小中学校を訪問し、賀茂地区教員の資質の向上を図る。

	令和6年度	令和7年度
学校等支援要請訪問数	103校	102校

b 賀茂地域教育振興センター駐在参事、町担当指導主事、下田市指導主事が独自の研修会等を企画運営して、賀茂地区教員の資質の向上を図るとともに、賀茂地区市町教育委員会の連携の充実を図る。賀茂地区校長会、賀茂教育研究会と連携し、賀茂地区教務主任研修会、賀茂地区研修主任研修会、賀茂地区教科等リーダー研修会を実施している。また、センター主催の授業づくり研修会（経験2～5年の教員対象）、賀茂地区市町合同初任者研修会、賀茂地区幼保小接続推進研修会を実施し、賀茂地区教員の資質向上に努める。

c 賀茂地域教育振興センター駐在参事は、地域支援課の業務に携わると同時に、賀茂地区指導主事連絡協議会を実施して、指導主事としての力量を高めることに努める。

カ 命を守る教育の充実

- ・誰もが安心して学べる学習環境のもと、自他共にかけがえのない存在であることを実感し、命の重みをとらえることができる教育を目指す。
- ・教育活動全体をとおして、防災、防犯、事故防止、感染症対策等の安全教育を意図的、計画的に取り組むことで、子供自らが判断し、行動する力の育成を目指す。命の重みを実感としてとらえることができる教育を推進する。市町教育委員会と連携し、自死事案の防止に努める。

キ 多様性を尊重する教育の充実

- ・互いの多様性を認め、自他共に大切という視点に立った教育活動を行うことにより、豊かな人権感覚の育成を目指す。
- ・特別支援教育の視点に立ち、子供の動き出しに寄り添うことで、一人一人が生き生きと自らの力を最大限に発揮する授業を目指す。

(ア) 指導担当訪問による複合的支援

特別研修を実施し、指導主事は担当する教科の指導に限らず、特別支援教育、生徒指導、人権教育、道徳教育、キャリア教育等に関する内容も、指導訪問の際に学校を支援する。

(イ) 学校等支援研修による教職員の理解

学習指導要領に関する内容や教師用指導資料、道徳教育、人権教育等について、市町教育委員会の要請に応じて、担当指導主事を積極的に派遣する。

(ウ) 関係機関との連携による円滑な就学支援

就学支援が円滑に進められるよう、関係者、関係機関との連携を深め、厳正な資料作成を進める。

(エ) 新任特別支援学級担任、通級指導教室担当者及び外国人児童生徒担当者の研修を実施する。

(オ) スクールカウンセラーの活用とスクールソーシャルワーカーの活用促進

各学校でスクールカウンセラーが有効に活用されるよう、スクールカウンセラーに対する研修や学校への支援に努める。また、緊急時には的確な情報収集に努め、必要に応じてスクールカウンセラーを緊急派遣することで児童生徒の心のケアを行う。

スクールソーシャルワーカーの活動内容を教員に周知することに努めるとともに、活用の促進を図る。また、スクールソーシャルワーカー・スキルアップ研修会等を通して、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技能を用いて、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係諸機関等とのネットワークを生かしたりして、課題のある児童生徒及びその家庭に組織的支援体制を構築する。

スクールカウンセラー任用人数	
令和6年度	80人
令和7年度	79人

スクールカウンセラー緊急派遣件数	
令和6年度	5件
令和7年度(8月末現在)	3件

スクールソーシャルワーカー	任用人数	配置市町等(配置人数)
令和6年度	29人	静東教育事務所管内全20市町に配置(1市町1人以上の配置) スーパーバイザーを配置し、新規SSWをサポートする。
令和7年度	29人	

ク 評価と改善

【人事担当】

(ア) 子供が主体的に学ぶ授業づくりを推進できる教職員配置を工夫した。ここ数年、学校の核となって授業づくりを推進する者の意図的配置を推進してきた結果、このことを意識した異動が増加、定着してきている。また、教科リーダーや大学院派遣者等で活躍が期待できる人材を、研究指定校を中心に積極的かつ意図的に配置した。加えて、ICT活用を柱とした授業づくりに向け、ICTの活用指導力をもつ人材を計画的に異動し、研修主任の補佐役や授業実践力のある者を配置して研修の浸透や継続を図る異動を行った。

(イ) 賀茂地域教育振興センター駐在参事、賀茂地区担当指導主事と共同設置指導主事が連携することにより、訪問や研修会を通して授業改善が進んでいる。

(ウ) 各学校の特別支援教育を推進するため、特別支援学級の経験のある教員や、特別支援学校を経験した教員などを必要な学校に配置した。人材育成としては、特別支援学校へ新規交流者として2人(R6は3人)配置している。また、平成27年度末から10年3校が10年3所属に変更となったことから、若手人材を特別支援学級の担任として計画的に育成しようという動きにつながっている。また、通級指導の充実のため、担当職員を計画的に育成するシステムを構築するための人材を配した。

(エ) 市町教育委員会訪問や学校訪問を行うことによって、教職員の適性、経験年数、学習指導力、生徒指導力等を考慮し、管内全体を見渡した意図的、計画的な人事配置ができ、その持ち味が

生きる組織づくりができています。また、これまで南駿・田方・東豆の6市3町と賀茂で行ってきた人事交流会議を、令和元年度から全市町が参加する人事交流促進会議に拡大し、人事交流の一層の促進を図ってきている。その結果、令和6年度末の人事異動で、17人の研修交流が成立し、人事交流促進会議の成果が表れてきている。

- (f) 小中9年間を見通せる教職員を育てるための交流として、同一市町教育委員会内における異校種への異動が意識的に行われている。特に、同一中学校区の小中の異動については、より深い児童生徒理解と、中一ギャップの緩和につながっている。
- (g) 管理職の広域交流や小中交流を進めることにより、子供の学びを支える学校づくりを組織的に推進できる管理職の配置に努めた。
- (h) 防災拠点づくりや人権教育の推進に関して経験豊富な力量ある教員を配置し、命を守る教育の推進となるよう配慮した。また、生徒指導上の課題を抱える学校に、地域居住の教頭やベテラン教諭を配置し、生徒指導主事、主任、学年主任等として活躍できるよう考慮した。
- (i) 残念ながら教職員の不祥事は根絶できていない。今後も、より一層、教職員一人一人に職務上・身分上の義務を自覚させ、法令順守の徹底と教員としての使命感・倫理観を確立させることが必要である。そのためにも、教育事務所から必要に応じて具体的な取組の支援をするとともに、人権教育のより一層の推進と複数対応等の生徒指導機能の確立が肝要だと考え、訪問等において推し進めている。また、報告・連絡・相談・指導を徹底し、PDC Aサイクルが機能する組織づくりや危機管理体制のあり方を見直すとともに新しいシステムの確立に努めることを最重要課題として、より一層取り組んで行かなければならない。

#### 【指導担当】

- (k) 指導担当訪問では、各学校が抱える課題への的確な対応のため、各学校の教頭、研修主任へ事前に数回、連絡をし、授業や校内研修における課題把握に努め、その解決に向けての具体案をもって訪問を行っている。

訪問時の管理職懇談でも、学校の様子だけでなく、校内研修の状況や不登校児童生徒の状況等生徒指導に関わる話題などを意識した懇談を行い、より学校の状況に寄り添った指導担当訪問となるよう努めている。また、市町教育委員会指導主事との連携を図り、訪問後も多角的な視点に立った学校支援につながるよう努めている。

指導助言では、前年度の学校訪問後の取組や指導担当訪問記録から前年度とのつながりを意識した助言となるよう努めている。

この結果、訪問後に各学校から提出される「訪問振り返り」は、「自校の校内研修の活性化につながった」「教員個々の研修意欲が高まった」等の肯定的な回答の割合が高くなっている。

各種研修会による教員の資質の向上については、国・県の施策を画一的・一律的に伝達指導するのではなく、参加者が学校に戻ってからすぐに着手できるような内容となるよう工夫した。このことにより事後のアンケートからは、実践に活用できた、実践への意欲につながったとする回答が多く寄せられている。

また、現場の教職員の負担を軽減するため、研修会の目的を再検討し、時期や指導内容の精選化を図ったことや、研修の質等を踏まえた上で、可能なものはオンラインでの研修会を行ったことにより、研修の質を落とさず、現場の負担軽減につなげることができた。

学校等支援研修においては、要請内容に応じた講義・演習を行った。アンケート結果から、これからの実践に役立つ内容だった、参考になるという回答が数多く寄せられている。

- (ロ) 特別支援教育は特別な領域の教育活動ではなく、全ての子どもたちのよさや可能性を育むための、個に応じた教育であることを踏まえ、学校の教育活動全体に特別支援教育の考え方が行き渡るよう指導担当訪問を展開している。ここには、豊かな人権感覚の涵養や道徳性の育成は不可欠である。

教育事務所指導主事は、指導担当訪問を中心とした指導業務において、授業を含めた全ての教育活動を特別支援教育、人権教育、キャリア教育の視点からも指導助言することに努めている。

- (ハ) スクールソーシャルワーカーの配置においては、一部の市町において、一人が複数を担当するという状況はあるものの、スクールソーシャルワーカーの全市町配置が実現している。このことにより、連携の専門家として市町の支援に当たる体制は整ってきている。今後も、スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修をさらに充実させていく。

スクールカウンセラーについては、小学校は中学校より配置時数が少ないが、スクールカウンセラーによる相談件数は増加傾向にある。このことから学校規模別の適正な配置時数について検討し、見直しを引き続き行っていく。さらに、緊急時にスクールカウンセラーを迅速に配置し、適切に支援できるように、「スクールカウンセラー緊急派遣マニュアル」を定め、要請に応じている。

- (ニ) 各種研修会において、「子供理解」を柱に講義・演習を行ってきた。学校教育である以上、授業づくりにおいても、生徒指導においても、この「子供理解」は重要であるため、各研修会の参加者にとって、納得したり理解したりしやすい領域であったと考える。

指導担当訪問時の各校の様子を見ても、研修主任を中心として、各校の「子供理解」が進んでいることを感じる。さらに、指導担当訪問の事後評価も、「教員個々の学びにつながった」という評価がとても高いことから、教職員の学びの意欲や方向性と、各種研修会や指導担当訪問で伝えた内容が同一方向になっていることを伺うことができた。

今後も、教職員が主体的に研修していくために、学校現場の実態やニーズの把握と最新の教育動向の把握に努めたい。

## 事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
理科教育設備整備費等補助金	理科教育振興法 理科教育設備整備費等補助金交付要綱
へき地児童生徒援助費等補助金	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱
特別支援教育就学奨励費負担金 及び要保護児童生徒援助費補助金	特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱 学校教育法 学校保健安全法 学校給食法
被災児童生徒就学支援等事業交付金	被災児童生徒就学支援等交付金交付要綱
学校保健特別対策事業費補助金	学校保健特別対策事業費補助金交付要綱
スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラー等活用事業実施要領 公立の小学校及び中学校等における会計年度任用職員任用等取扱要綱 スクールカウンセラー等の緊急対応における勤務時間等取扱要綱
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領 公立の小学校及び中学校等における会計年度任用職員任用等取扱要綱
外国人児童生徒トータルサポート事業	外国人児童生徒トータルサポート事業における外国人児童生徒相談員、 外国人児童生徒専門員派遣要項 外国人児童生徒相談員等派遣要項 公立の小学校及び中学校等における会計年度任用職員任用等取扱要綱
幼稚園新規採用教員研修	幼稚園等初任者研修実施要項 公立の小学校及び中学校等における会計年度任用職員任用等取扱要綱
教職員給与の管理	地方自治法(第180条の8、204条) 地方公務員法 教育公務員特例法(第13条) 義務教育費国庫負担法 市町村立学校職員給与負担法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第42条) 職員の給与に関する条例 職員の給与に関する規則 静岡県教職員の給与に関する条例
教職員の資質向上	教育基本法(第9条) 教育公務員特例法(第21条、第22条、第23条、第24条) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第21条第8号) 教員研修事業費等補助金交付要綱
小学校、中学校の教職員定数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 静岡県市町立学校教職員定数条例
教職員の人事管理	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第21条第3号)
学校管理体制の確立	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第33条)
学校訪問による教育指導	学校教育法 学校教育法施行規則 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第48条) 静岡県教育委員会組織規則

様式第3号

## 職員配置調

(令和7年8月31日現在)

区分		総務課	地域支援課	計
所在地				
担当区域				
配置	職員(事)	8	23	31
	職員(技)			
	計	8	23	31
職員	会計年度任用職員	6	1	7
	臨時的任用職員			
	計	6	1	7
合計		14	24	38

※ 所長及び次長兼総務課長は総務課、副所長兼地域支援課長は地域支援課へ含む。

預 金 調

(令和7年8月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口 座 名 義 人	残高 円	摘 要
スルガ銀行 本店営業部	無利息型 普通預金	2322665	静東教育事務所 資金前渡者 植松 博	0	給与法定外控除用
スルガ銀行 本店営業部	無利息型 普通預金	2322664	(自振口) 静東教育事務所 資金前渡者 植松 博	0	公共料金等振替用
残 高 合 計				0	

郵 券 等 受 払 調

(令和7年8月31日現在)  
(単位:枚、円)

区 分	種 類	令和6年度						令和7年度						差引現在高	摘 要	
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出				
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額			
郵 券	レターパック (370円)	198	73,260	350	129,500	425	157,250									地教委・ 学校等 連絡用
	レターパック (430円)	0	0	150	64,500	27	11,610	123	52,890	200	86,000	187	80,410	136	58,480	地教委・ 学校等 連絡用
	レターパック (520円)	13	6,760	40	20,800	34	17,680									地教委・ 学校等 連絡用
	レターパック (600円)	0	0	20	12,000	1	600	19	11,400	20	12,000	1	600	38	22,800	地教委・ 学校等 連絡用
	切手 (30円)	0	0	314	9,420	314	9,420									地教委・ 学校等 連絡用
	切手 (40円)	0	0	20	800	20	800									地教委・ 学校等 連絡用
計			80,020		237,020		197,360		64,290		98,000		81,010		81,280	
有料道路 回数券等	伊豆中央道 修善寺道路	97	9,851.563	160	16,250	133	13,507.813	124	12,593.750	0	0	55	5,585.938	69	7,007.813	公用車 出張用
計			9,851.563		16,250		13,507.813		12,593.750		0		5,585.938		7,007.813	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					令和5年度	令和6年度	左のうち、5年度からの繰越額分
(12) 委託料							
計					0	0	0
(14) 工事 請負費							
計					0	0	0
(16) 公有財産 購入費							
計					0	0	0
(17) 備品 購入費	01	11	02	03		208,560	
計					0	208,560	0
(18) 負担金、 補助及 び交付金	01	11	02	03	1,500	7,400	
計					1,500	7,400	0
(21) 補償、補填 及び賠償 金							
計					0	0	0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和7年8月31日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
						うち、6年度からの繰越額分
(12) 委託料						
計					0	0
(14) 工事 請負費						
計					0	0
(16) 公有財産 購入費						
計					0	0
(17) 備品 購入費						
計					0	0
(18) 負担金、 補助及 び交付金						
計					0	0
(21) 補償、補填 及び賠償 金						
計					0	0

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区分	事業名又は契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)					
				平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長期継続契約	電子複写機貸借契約	電子複写機の貸借 (契約日) 平成31年4月1日	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	電子複写機貸借契約	電子複写機の貸借 (契約日) 令和2年4月1日	円 0	円	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

区分	事業名又は契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)					
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
長期継続契約	電子複写機貸借契約	電子複写機の貸借 (契約日) 令和6年4月1日	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	電子複写機貸借契約	電子複写機の貸借 (契約日) 令和7年4月1日	円 0	円	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0



公務中の事故等に関する調

1 現金、財産及び占有動産の亡失・損傷事故  
なし

2 公務災害（通勤災害を含む。）

番号	受傷 年月日	職名	認定 年月日	治癒 年月日	事故等の概要とその後の状況
1	該当無し				

3 公務中における交通事故

(1) 発生状況

区 分	件 数	事故の内訳		
		加害事故 (過失割合 50%超)	被害事故 (過失割合 50%以下)	その他 (過失割合が不 明なもの等)
前々々年度	0	0	0	0
前々年度	0	0	0	0
前年度	0	0	0	0
本年度	0	0	0	0

(2) 監査対象期間中の事故  
なし

4 その他  
なし

## 前回の監査結果等改善状況調

1 定期監査

前回監査 令和4年11月15日

前回監査対象期間 令和3年8月1日～令和4年7月31日

区 分	改 善 状 況
1 指摘 該当なし	
2 注意 該当なし	
3 意見 該当なし	
4 指導 該当なし	

2 随時監査

前回監査 令和2年8月25日

区 分	改 善 状 況
1 指摘 該当なし	
2 注意 該当なし	
3 意見 該当なし	
4 指導 該当なし	

3 臨時監査

前回監査 年 月 日

区 分	改 善 状 況
1 指摘	
2 注意	
3 意見	
4 指導	

## 職 員 調

(令和7年8月31日現在)

整理番号	職 名	氏 名	事 務 分 担	住 所	勤務年数	摘 要
1	所長	植 松 博		□□□	年 月 □.□	□□□ □□□□□□
2	副所長兼地域支援課長	野 口 基		□□□	□.□	□□□ □□□□□□
3	次長兼総務課長	菅 野 浩 之		□□□	□.□	□□□ □□□□□□
4	総務課総務班 総務班長	内 田 良 太	総務班総括	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
5	主査	鍵 山 浩 二	補助金、義務教育給与費	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
6	〃	池 野 利 幸	補助金、義務教育給与費	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
7	〃	杉 山 裕 一	補助金、義務教育給与費	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
8	〃	安 保 理 恵	補助金、義務教育給与費	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
9	主任	佐 野 菜 留 実	補助金、義務教育給与費	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
10	地域支援課 人事監	久 保 田 徹 也	人事担当総括	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
11	参事	清 大 輔	人事（沼津・田方地区）	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
12	〃	高 橋 都 貴 子	人事（賀茂・東豆地区）	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
13	〃	吉 川 浩	人事（駿東・三島地区）	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
14	〃	長 田 成 伸	人事（富士・富士宮地区）	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
15	教育主査	小 池 治 樹	人事担当 教職員定数・研修	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
16	〃	佐 藤 吉 紀	人事担当 教職員定数・研修	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
17	主査	百 瀬 栄 司	人事担当 人事給与	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
18	〃	小 野 直 紀	人事担当 人事給与	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
19	指導監	川 幡 聡	指導担当総括	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
20	参事	森 佐 和 子	渉外・調整・生活・総合	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
21	〃	鯨 津 裕 香	感染症対策・学校給食・食育	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
22	〃	三 室 直 子	賀茂地域教育振興センター・幼児教育	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
23	教育主査	吉 田 篤 史	理科・特別活動	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
24	〃	山 路 崇 仁	社会・人権教育	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
25	〃	北 見 あ さ み	外国語・外国語活動	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
26	〃	星 由 紀 子	国語・学校図書館	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
27	〃	勝 又 麗 衣 子	図工・美術・特別活動	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
28	〃	大 畑 和 也	技術・道徳・GIGAスクール	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
29	〃	望 月 祐 太	算数・数学・生徒指導	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
30	〃	平 山 俊 一	体育・特別支援教育・通級	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
31	〃	落 合 貴 美 子	音楽・道徳・キャリア教育	□□□	□.□	□□□ □□□□□□
平均年数					□.□	

会計年度任用職員

整理 番号	職 名	氏 名	事 務 分 担	住 所	勤務年数	摘 要
1	会計年度任用職員	村 上 幸 代	事務補助	□□□	年 月 □.□	
2	〃	林 和 代	事務補助	□□□	□.□	
3	〃	高 嶋 麻 子	事務補助	□□□	□.□	
4	〃	楠 光 仁	ワークステーション ショップコーチ	□□□	□.□	
5	〃	中 谷 智 重	ワークステーション スタッフ	□□□	□.□	
6	〃	松 本 弘 美	ワークステーション スタッフ	□□□	□.□	
7	〃	杉 山 貴 彦	ワークステーション スタッフ	□□□	□.□	

## 職 員 の 年 齢 調

(令和7年8月31日現在)

年 齢	人 員	摘 要
20歳未満	0人	
20歳以上30歳未満	0	
30歳以上40歳未満	5	
40歳以上50歳未満	13	
50歳以上56歳未満	8	
56歳以上61歳未満	5	
61歳以上	0	
計	31	平均年齢 46.6歳

## 健 康 管 理

### 1 令和6年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 31 人 職員数 31 人
受 診 率	100.0 %
県 平 均 受 診 率	100.0 %

(1) 未受診の理由

該当なし

### 2 令和7年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分			人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		0 人
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要治療	0 人
B 2		要経過観察	0 人
C 1	勤務をほぼ平常に行っていが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要治療	0 人
C 2		要経過観察	0 人
D 1	平常の勤務でよい。	要治療	6 人 (6)
D 2		要経過観察	12 人 (12)
D 3		医療不要	13 人 (13)
区分者計			31 人 (31)
未区分者数			0 人 0
合 計			31 人 (31)

(1) 管理区分A～C 2 該当者

に対する措置状況

該当なし

(2) 未区分の理由

ア	産休・育休	0人
イ	新規採用	0人
ウ	自己都合による未受診	0人
エ	その他	0人